4-1 騒音・振動特定施設の解説

指定地域内において、届出を行う必要がある騒音・振動特定施設は次のとおり。

番	1H AC ACCAPTANCE AS VICE ,		曲田を行り必要かめる騒音・振動特点 規模 又 は能 力			
田		特定施設の名称				用
号			騒	音	振動	
-/-		7-7-1444 I. N	法	条例	法	
		イ 圧延機械	定格出力の 合計が 22.5kW			回転する2本のロールの間に金属を通過
			合計か 22.5kW 以上のもの			させて塑性加工し、金属の板材、条材、
		告日 かた 1416 L.D.	†			形材、パイプ材等をつくる機械
		口 製管機械	すべての施 設			円筒素材に穴あけを行い,これを圧延して管をつくる機械
		ハ ベンディングマ				C目をラくる機械 金属材料の曲げを行う機械の総称
		シン	定格出力の 合計が 3.75			金属材料の曲りを打り機械の総例
	金	(ロール式のも	日前か3.75 kW 以上のも			
	AIV	のに限る)	0			
		ニー 液圧プレス	すべての施		すべての施	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の
		(矯正プレスを	設		設	成型等塑性加工を行う機械
		除く)				/// v v v v v v v v v v v v v v v v v v
		ホ 機械プレス	呼び加圧能		すべての施	被加工物を押圧する力を機械的に発生す
			力が 294kN		設	るプレス機の総称
	属		以上の			
			もの			
		へ せん断機	定格出力が		定格出力が	
			3.75kW以上			って,金属材料を切断する機械
		the set of the	のもの		もの	
		ト 鍛造機	すべての施		すべての施	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたい
	加		設		設	て成型する機械
	/ 3 H	チワイヤーフォー	すべての施		定格出力が	線材又は針金を加工する機械
		ミングマシン	設		37.5kW 以上 のもの	
		リ ブラスト	すべての施		0 8 0	
1		ッ ノ ノ ハ ト - (タンブラスト	9 / 1 (0)			
		以外のもので	HX.			2 1H JIII 7 2 10X10X
		あって密閉式				
	工	を除く)				
		ヌ タンブラー	すべての施			鋳造品と多角形の鉄片とを胴体内で回転
			設			させ表面を清掃する機械
		ル 切断機	といしを用	といしを用		金属材料を高速回転する円板の刃に押し
		(条例名称:	いるものに	いるものを		つけて切断する機械
		高速度切断機)	限る	除く		
	機	オ やすり目立機		すべての施		刃の連続的な上下運動により、なまし鉄
				設		(棒) にやすり目を刻む機械
		ワ 旋 盤		定格出力が		工作物を主軸とともに回転させ、往復台
				3.75kW 以上		上にある刃物を前後左右に動かして切削
				のもの		する機械
		カ型削盤		定格出力が		小型工作物の平面を切削する機械(テー
				3.75kW以上		ブルに工作物を取り付け刃物を往復させ
	械			のもの		て切削を行う。)
		ヨ 平削盤		定格出力が		長大な平面を切削するのに用いる機械(
				7.5kW以上		水平に往復運動する台に工作物を固定し、
				のもの		台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送
		5 人民班序+W		ナッテッサ	ļ	って削る。)
		タ 金属研磨機 (移動式のもの		すべての施		といしを工具刃先として、精密なもの若しては硬い金属の加工をする機械
		(移動式のもの を除く)		設		しくは硬い金属の加工をする機械
		て「ケンノ				

番			規模又は能力			
	特定施設の名称		騒	音	振動	用 途
号			法	条 例	法	
2	空気圧縮機及び送風機		定格出力が 7.5kW 以上 のもの	定格出力が 7.5kW 未満 3.75kW 以上 のもの	圧縮機で, 定格出力が 7.5kW 以上 のもの	送風機と圧縮機は原理構造は同じである が,割合に風圧が低いものが送風機で, 数気圧の圧力を発生するのが圧縮機
ဘ	土石用又は鉱物用の破 砕機,摩砕機,ふるい 及び分級機		定格出力が 7.5kW以上 のもの		定格出力が 7.5kW 以上 のもの	【破砕機】鉱山での鉱石の破砕、化学工場や窯業における原料及び製品の粉砕に使用 【摩砕機】鉱山、化学工場などで原料の細・微粉砕等に使用 【ふるい、分級機】鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織 機 (原動機を用いるもの に限る)		すべての施 設		すべての施 設	繊維糸を織物として織り上げる機械
	建	イ コンクリートプ ラント	混練機の混 練容量が			コンクリートの材料を集合貯蔵し,所定 配合量づつ計量してコンクリートミキサ
	設	(気泡コンクリ ートプラント	0.45 立方メートル以上			に投入混練してコンクリートを製造する 設備
	用	を除く) ロ アスファルトプ	のもの 混練機の混			機械作業で骨材を加熱乾燥し、それとア
F	資 材	ラント	練重量が, 200kg 以上 のもの			スファルト溶液等を混合してアスファル ト合材を生産する設備
5	Jv1	ハ コンクリートブ	V U V	すべての施	定格出力の	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入
	製造	ロックマシン		設	合計が 2.95 kW 以上のも	れ、振動を加えて土木・建築用のブロッ クを造る機械
	機	ニ コンクリート管 製造機械			定格出力の 合計が 10kW	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し 込み,その型枠を長軸に沿って回転させ,
	械	ホ コンクリート柱 製造機械			以上のもの	その遠心力によって均質な柱及び管を造 る機械
6	(加用製粉機 ロール式のものに限 る)	定格出力が 7.5kW 以上 のもの			小麦等を粉砕する機械
		イ ドラムバーカー	すべての施 設		すべての施 設	ドラムの中に原木を入れ, ドラムを回転 させて樹皮を剥ぐ機械
	木	ローチッパー	定格出力が 2.25kW 以上		定格出力が 2.2kW 以上	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料 であるチップ (小削片) に切削する機械
	材	八 砕 木 機	のもの すべての施 st		のもの	砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むき
7	加	- 世のと飢	設め出れる	- ウ妆 川 土 パ		した丸太を押し付けて製紙用の木材粉をつくる機械
7	エ	ニー帯のこ盤	定格出力が 製材用 15kW	定格出力が 木工用		エンドレスの帯状ののこを高速回転させ 木材を切断する機械
	_	ホー丸のこ盤	以上, 木工 用 2.25kW 以 上のもの	2.25kW 未満 0.75kW 以上 のもの		丸のこを高速回転させて木材を切断する 機械
	機	へ かんな盤	定格出力が	定格出力が		木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装の
	械		2.25kW 以上 のもの	2.25kW 未満 0.75kW 以上 のもの		ための仕上げ面を得る等のために木材表 面を削る機械

番		規模又は能		力	
	特定施設の名称	騒	音	振 動	用途
号		法	条 例	法	
8	抄 紙 機	すべての施			パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、
О		設			長いロール状となった紙が製造される
9	印刷機械 (原動機を用いるもの	すべての施		定格出力が 2.2k₩ 以上	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文
9	に限る)	設		2.2k ルムエ のもの	字等を紙・布などに刷り写す機械
	ゴム練用又は合成樹脂			カレンダーロ	生ゴム,合成樹脂をロールで練りほぐし,
	練用のロール機			ール機以外の	そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品
10				もので定格出	を加え練りあげる機械
				力が30kW以	
				上のもの	
11	合成樹脂用射出成形機	すべての施		すべての施	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成
- 1	ht was a way of	設		設	型を行う機械
12	鋳型造型機 (ジョルト式のものに	すべての施		すべての施	鋳物砂を型に入れ振動で突き固め鋳型を
12	限る)	設		設	造る機械
	ダイカストマシン		すべての施		アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの
13			設		合金を熔融したものを圧力によって金型
					に圧し込んで鋳造する機械
14	オシレートコンベア		すべての施		未冷却鋳物を振動させながら運搬するコ
14			設		ンベア
	電動発電機		すべての施		交流電動機に直流発電機を直結させて運
15			設		転し、交流を直流に交換する整流装置
					(鋳物溶解の熱源として使用)

⁽注)番号は整理番号であり、法・条例の号番号とは一致しない。

4-2 騒音・振動特定建設作業の解説

指定地域内において、届出を行う必要がある特定建設作業は次のとおり。

番	特定建設作業の名称	你(種類又は能力)	Ш	\
号	騒 音	振動	用	途
1	くい打機(もんけんを除く), くい抜機又はくい打くい抜 機(圧入式くい打くい抜機 を除く)を使用する作業 (くい打機をアースオーガ ーと併用する作業を除く)	くい打機(もんけん及び圧 入式くい打機を除く),く い抜機(油圧式くい抜機を 除く)又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を 除く)を使用する作業	機械 【くい抜機】 打 [†] き抜 [•] 【くい打くい抜機】	製くいや矢板等を打ち込む 5込んだくいや矢板等を引 く機械 同一機械でくいや矢板等 5込み、引き抜きを行う機械
2	びょう打機を使用する作業	TANY CLAMY OF A	鉄骨の接合方法の)うち, 高温に熱したリベ 挿入し, びょう打機でし
3	削岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動 する作業にあっては、1日 における当該作業に係る2 地点間の最大距離が50mを 超えない作業に限る)		してコンクリート	られた圧縮空気を動力と に穴をあける「のみ」を駆 で既存の構造物や舗装版 う作業
4	空気圧縮機(電動機以外の 原動機を用いるものであっ て,原動機の定格出力が 15kW以上のものに限る)を 使用する作業 (削岩機の動力として使用 する作業を除く)			作業や建築物塗装作業に 動力に空気圧縮機の圧縮 業

番	特分	主建設作業の名 称	が(種類又は能			
号	騒	音	振	動	用	途
5	練機の混練容 上のものに限 ファルトプラ の混練重量が ものに限る) う作業(モル るためにコン	プラント (混 量が 0.45m³以ス 見る) 又はは練 ラント (混 以上 を設けて を設けて を シント (は り り り り り り り り り り り り り り り り り り			コンクリートプラント ントを特定の工事のた に一時的に設置し使用っ	め現場内あるいは近く
6				て建築物その 破壊する作業	1~3トンの鋼球をク 下又はクレーンを旋回 させ、その衝撃力を利月	させて建築物等に衝突
7			業(作業地点 動する作業に 日における当	を使用する作 が連続的に移 あっては、1 該作業に係る と大距離が 50 作業に限る)	車体の前部に 500kg 私 け,2~3mの高さから 破壊する作業	
8			を除く)を使 (作業地点が する作業にあ における当該	連続的に移動 っては、1日 作業に係る2 に距離が 50 m	さく岩機をショベルカリート等の破壊を行う作	
9	超える大きさ しないものと が指定するも 動機の定格出	(一定の限度を の服度を発生 して環境大臣 のを除き,原 力が 80kW 以 る)を使用す			ショベルカーにバケッ 掘削を行う作業	トを取り付け、溝等の
10	の限度を超え 音を発生しな 環境大臣が指 除き,原動機	ショベル (一定 この大きとしの騒 こいものものものを 話定す格出力が ものに限る)を			掘削された土砂をダン む作業	プトラック等に積み込
11	を超える大き 生しないもの 臣が指定する 原動機の定格	- (一定の限度 さの騒音を発)として環境大 ものを除き, 出力が 40kW 以 る) を使用す			土砂の掘削,押土等を行	テう作業

⁽注) 番号は整理番号であり、法の号番号とは一致しない。